「第27回 千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議」 (令和3年4月16日開催)

【知事の指示事項等】

新型コロナウイルス感染症対策については、昨日、対策本部会議を開催し、 本県や近隣都県の感染状況等を踏まえ、国にまん延防止等重点措置の適用の 要請について決定し、同日、国に要請を行いました。

千葉市、船橋市、柏市、市長会、町村会の皆様方におかれましては、連日 の会議開催となりますが、御出席いただきまして感謝申し上げます。

昨日の会議において、船橋市長から御提案いただいた、私からのメッセージの動画配信について、さっそく収録を行い、本日20時から県ホームページでの配信のほか、明日の千葉テレビでの放映も予定しております。

今後も皆様方の御意見等も参考にしながら、適宜、県民の皆様方にメッセージを届けてまいりたいと考えております。

昨日、緊急事態宣言解除後の最多の感染者数となる144名でしたが、本日は、それを更に上回る155名となっております。直近7日間の新規感染者数は、昨日時点で平均すると100.0人、本日時点で平均すると107.6人です。前週と比較すると、昨日時点で1.10、本日時点で1.18。医療提供体制は、病床稼働率が昨日時点で25.4%ですが、いまだ、県の病床確保計画の最も深刻なレベルを維持せざるを得ない状況です。

今後も東葛地域を中心に病床について、少しずつ厳しくなっていくことが 十分考えられますので、さらなる感染拡大の防止に向けて取り組んでまいり たいと考えております。

こうした状況の中で、本日、国の対策本部会議におきまして、本県を含む 4 県に対して、まん延防止等重点措置が適用されることが決定いたしました。

このことを受けて、本日は、今後のまん延防止等重点措置及び県全域における協力要請を決定いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○ まん延防止等重点措置及び協力要請等について

4月20日から5月11日までの間、市川市、船橋市、松戸市、柏市及 び浦安市を、まん延防止等重点措置の対象区域とし、これらの区域に対し、 県から要請を行うこととします。

また、まん延防止等重点措置の対象区域を含め、県内全域においては、 引き続き「特措法第24条第9項」に基づく協力要請を継続することとい たします。

これから重点措置を活きたものにするために、各市の皆様方にも様々な形で協力であったり市民の皆様方への情報発信に御協力をいただく必要がございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、各部局庁においては、本日決定した要請内容について、県民・事業者の皆様、関係団体、市町村等へ、速やかに、しっかりと周知を行ってください。